

(その1)

収 支 報 告 書

令和3年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) ながえたかこうえんかいはんごうかい /
ながえ孝子後援会連合会

2 主たる事務所の所在地 〒790-0802 松山市真与町1丁目15-4

3 代表者の氏名 永江 孝子 /

4 会計責任者の氏名 福田 剛

事務担当者の氏名 福田 剛

(電話) 090-2312-2596

(電話) _____

(電話) _____



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
<u>1 参議院議員(候補者)</u>	
資金管理団体の届出をした者の氏名	
<u>永江 孝子 /</u>	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
<u>永江 孝子</u>	
公職の種類	
<u>参議院議員(候補者となろうとする者)</u>	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				1	0	8	3	7	2	3	8	
(前年からの繰越額)							4	2	7	6	8	
(本年の収入額)				1	0	7	9	4	4	7	0	
支 出 総 額						9	8	0	3	1	8	7
翌年への繰越額						1	0	3	4	0	5	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 [^]

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(7) 個人からの寄附				7	5	7	0	7	5	7	
(うち特定寄附)										0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政治団体からの寄附				3	0	0	0	0	0	0	
小 計 (7) + (イ) + (ウ)				1	0	5	7	0	7	5	7
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0	
イ 政党匿名寄附										0	
合 計 (ア + イ)				1	0	5	7	0	7	5	7

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額				備 考
		千	百	十	円	
1	通信費相当分			1 4 6	7 3 4	令和3年11月22日 立憲民主党愛媛県第4区総支部
	こ の 頁 の 小 計			1 4 6	7 3 4	
	1件10万円未満のもの			7 6	9 7 9	
	合 計			2 2 3	7 1 3	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分					
				1.個人					
行番号	寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
		億	万	千	円				
1	永江孝子			499	340	R3/1/29	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
2	永江孝子			500	000	R3/1/29	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
3	永江孝子			499	340	R3/2/26	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
4	永江孝子			499	340	R3/3/31	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
5	永江孝子			68	677	R3/3/31	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
6	永江孝子			499	340	R3/4/23	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
7	永江孝子			499	340	R3/5/31	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
8	永江孝子			499	340	R3/6/30	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
9	永江孝子			499	340	R3/7/30	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
10	永江孝子			499	340	R3/8/31	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
11	永江孝子			499	340	R3/9/30	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
12	永江孝子			499	340	R3/10/29	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
13	永江孝子		1	000	000	R3/11/16	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
14	永江孝子			499	340	R3/11/30	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
15	永江孝子			499	340	R3/12/24	松山市喜与町1-5-4	参议院議員	
この頁の小計			7	560	757				
その他の寄附				10	000				
合計			7	570	757				

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額								年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
		億	百万	千	百	十	元	角	分				
1	ながえ孝子サポーターズ愛媛		3	0	0	0	0	0	0	R3/3/8	松山市喜多町1-5-4	西崎吉光	
この頁の小計			3	0	0	0	0	0	0				
その他の寄附									0				
合計			3	0	0	0	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考
項目	金額	億	百万	千	円	円		
1 経常経費								
(1) 人件費			3	4	0	5	5 9 5	
(2) 光熱水費					7	9	7 4 5	
(3) 備品・消耗品費				9	1	4	4 9 9	
(4) 事務所費			1	3	7	3	1 9 7	
小計			5	7	7	3	0 3 6	
2 政治活動費								
(1) 組織活動費			1	7	1	4	3 8 0	
(2) 選挙関係費					7	9	2 0 0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2	1	6	5	9 5 8	
ア 機関紙誌の発行事業費							0	
イ 宣伝事業費			2	1	6	5	9 5 8	
ウ 政治資金パーティー開催事業費							0	
エ その他の事業費							0	
(4) 調査研究費					7	0	6 1 3	
(5) 寄附・交付金							0	
(6) その他の経費							0	
小計			4	0	3	0	1 5 1	
合計			9	8	0	3	1 8 7	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	品代			28133	R3/1/11	ワールドオンラインストア	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	
2	品代			37208	R3/2/8	ワールドオンラインストア	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	
3	事務用品			16200	R3/6/10	(株)チェンジ	東京都墨田区江東橋5-1-3	
4	品代			29322	R3/6/11	レディ薬局藤原店	松山市真砂町114-1	
5	品代			36300	R3/7/6	(株)シライシ	西条市周布615-8	
6	品代			10800	R3/8/28	アマゾンジャパン(同)	東京都目黒区下目黒1-8-1	
7	品代			74800	R3/8/31	(有)ミズモト印刷	松山市平井町甲3336-5	
8	品代			109626	R3/9/30	(株)シライシ	西条市周布615-8	
9	品代			18414	R3/10/30	(株)モノタロウ	兵庫県尼崎市竹谷町2-183-3F	
10	コピー用紙			13217	R3/12/22	(有)秀峰堂	松山市錦町2-1	
この頁の小計				374020				
その他の支出				540479				
合計				914499				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		千円	円				
1	事務所改修	495	000	R3/3/31	(株)ナガノ	松山市安城寺町1091-2	
2	造作修繕	119	800	R3/12/15	(株)ダスキン椿	松山市東長戸4-2-17	
3	切手	15	277	R3/1/18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	切手	112	600	R3/2/5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	料金後納郵便	10	242	R3/2/22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	切手	112	600	R3/3/10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	郵便	12	600	R3/3/16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	料金後納郵便	116	781	R3/3/22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	料金後納郵便	63	328	R3/4/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	料金後納郵便	57	757	R3/5/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	料金後納郵便	18	808	R3/7/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
12	郵便	112	600	R3/8/11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
13	料金後納郵便	41	684	R3/8/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
14	切手	112	600	R3/9/6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
15	切手	18	900	R3/9/11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
	この頁の小計	820	577				
	その他の支出						
	合計						

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		億	百万	千	円				
16	料金後納郵便			45327		R3/9/21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
17	au携帯電話			19382		R3/9/30	KDDI(株)	東京都千代田区飯田橋3-10-10	
18	au携帯電話			20472		R3/10/31	KDDI(株)	東京都千代田区飯田橋3-10-10	
19	料金後納郵便			26779		R3/11/22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
20	切手			14280		R3/11/24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
21	au携帯電話			19507		R3/11/30	KDDI(株)	東京都千代田区飯田橋3-10-10	
22	郵便			12600		R3/12/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
23	はがき			63000		R3/12/21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
24	会計監査			55000		R3/4/19	井上英俊税理士事務所	松山市南富院町237-1	
25	会計監査			55000		R3/4/19	税理士清田明弘	松山市歩行町1-7-1	
26	会計監査			55000		R3/4/19	徳井税理士事務所	松山市和泉南5-4-25	
	この頁の小計			386347					
	その他の支出			166273					
	合計		1	373197					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分				
				1. 組織活動費		(渉外費)		
行番号	支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		百	千	円				
1	会費		70	0000	R3/1/29	松山北ライオンズクラブ	松山市一番町1-13-5	
2	会費		55	0000	R3/2/10	(特非)ドットジェイビー	東京都千代田区麹町2-10-2-304	
3	会費		70	0000	R3/7/30	松山北ライオンズクラブ	松山市一番町1-13-5	
4	会費		70	0000	R3/12/22	松山北ライオンズクラブ	松山市一番町1-13-5	
	この頁の小計		265	0000				
	その他の支出		96	2100				
	合計		361	2100				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1. 組織活動費 (交際費)							
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考			
		億	百万	千	円							
1	PCR検査			2	3	0	0	0	R3/4/9	おち内科・ペインクリニック	松山市北久米732-1	
この頁の小計				2	3	0	0	0				
その他の支出				6	1	2	8	2				
合計				8	4	2	8	2				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 2. 選挙関係費 (選挙対策費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		千円	百円	十円	円				
1	為書き			79	200	R3/2/26	佐川印刷(株)	松山市間尾町6-21	
	この頁の小計			79	200				
	その他の支出				0				
	合計			79	200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 4. 宣伝事業費 (宣伝広告費)							
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考			
		億	百万	千	円							
16	チラシ制作印刷			9	9	0	0	0	R3/12/22	不二印刷(株)	松山市空港通2-13-30	
この頁の小計				9	9	0	0	0				
その他の支出				1	9	8	2	6	3			
合計			1	3	2	1	4	3	9			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 4. 宣伝事業費 (遊説費)			
行番号	支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
1	街宣車修理			160000	R3/1/29	(株)くるまや	松山市上居町588-1	
2	街宣車駐車場			38419	R3/3/26	富士見産業(有)	松山市立花1-10-20	
3	街宣車修理			85000	R3/3/31	(株)くるまや	松山市上居町588-1	
4	保険			114780	R3/5/31	AIG損害保険(株)	大阪府吹田市豊津町9-1	
5	自動車税			34500	R3/5/31	愛媛県中予地方局	松山市北持田町132	
6	自動車税			34500	R3/5/31	愛媛県中予地方局	松山市北持田町132	
7	街宣車修理			54500	R3/7/12	(株)くるまや	松山市上居町588-1	
8	街宣車中検			109800	R3/9/24	(株)くるまや	松山市上居町588-1	
9	街宣車修理			11000	R3/10/30	(株)くるまや	松山市上居町588-1	
10	街宣車高響			88000	R3/11/6	(有)ビー・クラフト	伊予市下吾川481	
	この頁の小計			730499				
	その他の支出			114020				
	合計			844519				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 7.調査研究費 (調査費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		億	百万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出				7	0	6	1	3
	合計				7	0	6	1	3

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月23日

政治団体の名称 ながえ孝子後援会連合会

会計責任者の氏名 福田 剛

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その1	*1	参議院議員(候補者となろうとする者)

政治資金監査報告書

令和 4年 5月19日

永江孝子後援会連合会
代表 永江孝子 殿

登録政治資金監査人 清田明子
登録番号 第 3175号
研修了年月日 平成21年12月17日

登録政治資金監査人 徳中廣志
登録番号 第 3008号
研修了年月日 平成21年11月6日

登録政治資金監査人 井上英俊
登録番号 第 425号
研修了年月日 平成21年1月16日

1 監査の概要

(1) 私たちは、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、永江孝子後援会連合会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私たちの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、永江孝子後援会連合会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私たちが実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

永江孝子後援会連合会と私たちとの間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、永江孝子後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上